



○使用料金表

	区分	料金
大人	中学生以上	500円
	①町内に住所を有する満65歳以上の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③療育手帳の交付を受けている人 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	400円
	回数券11枚券	5,000円
	回数券11枚券(町内65歳以上、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人)	4,000円
	会員券1年分	35,000円
	会員券半年分	20,000円
	小学生	300円
小人	①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	200円
	回数券11枚券	3,000円

※乳幼児は使用できません。
小学生の使用は、成人の付き添いが必要です。

7月11日より、橘の竜崎温泉に温水プールがオープンします。
温泉の泉質(強塩泉)を利用した歩行浴専用のプールと、トレーニングルーム(ラニングマシン、エルゴメーター等)を完備しています。プールの水深は深いところで110cm、浅いところでは90cmと
なっており、泳げない人でも利用できます。
水中の運動は「浮力」により体(特に関節)にかかる負担が少なく、無理なく運動が行えるうえ、「水抵抗」「水圧」「温水」によって、運動の効果が大きいといわれます。
水中運動で生活習慣病予防・介護予防を始めてみませんか？

- 温水プールの利用について
- ・開館時間 午前10時～午後9時
- ・休館日 月曜日
- ※月曜日が祝日の場合は火曜日が休館日
- 健康運動指導士が次の日程で随時指導します！
- ・毎週 火～金曜日 午前10時～午後5時
- ・毎月 第一土曜日 午前10時～午後5時
- ※教室等により、直接指導できない場合があります。
- 場所 東安下庄向佐連685-2
- 問い合わせ
- ・健康増進課 ☎77-5504
- ・竜崎温泉 ☎77-1234

介護保険課からのお知らせ

◎介護保険負担限度額の認定の更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けられている方は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていきます。なお、市町村民税世帯非課税の方や生活保護受給世帯の方については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度があります。今年7月から、この制度の更新時期となりますので、該当すると思われる方は、早めに申請してください。

た額以下であること。

- ② 預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ③ 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
 - ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。
2. 対象となるサービス
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 - ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護
3. 負担軽減の割合
- ・利用者負担額(1割自己負担、食費、居住費または滞在費)の4分の1
 - ・高齢福祉年金受給者は、利用者負担額の2分の1
4. 手続き
- この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。
- 申請および問い合わせ／介護保険課
- ☎77-5503
- または各総合支所、各出張所